

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年4月22日
照会部署名 南関東ブロック厚年適用グループ
照会担当者 スタッフ職 杉田 一彦
連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 川合

(案件)

| | |
|------------------------|---------------|
| (受付番号) No. 2010-551 | 現物給与の通貨換算について |
|------------------------|---------------|

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<厚生年金保険健康保険 適用業務処理マニュアル II-1-11 被保険者資格取得届>において、『現物による報酬がある場合は、通貨への換算が適正であるか確認する。』と記載されているが、具体的な換算方法(市場価格か、税込み価格か、社割価格か(割引があった場合、その部分も現物給与となるのかなど))や確認方法をご教示ください。

(回答)

健康保険法第46条、厚生年金保険法第25条に「その地方の時価によって定める」と規定されている。

時価とは、その時々において一般に取引されている実際の価格であり、経済用語としては、市場価格と同様に用いられている。

現物給与は、本来、金銭の形で賃金等に含めて支払われるものを、便宜上、現物で給与していると考えられるので、それを手に入れるために要する費用とらえ、税込み価格として取扱いいただきたい。

社割価格については、割引相当部分は、被保険者の利益と考えられるため、社割価格そのものを用いることは、妥当ではない。

なお、現物給与等の取扱いについては、年金局と調整を図る予定であり、改めて連絡させていただくことになる。

回答日 平成22年12月17日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 上仁武
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

| | |
|----------------------------------|----|
| 主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長) | 山上 |
|----------------------------------|----|